

## 電源三法交付金制度の概要

国は、昭和49年度、発電用施設の設置及び運転の円滑化を図るため、「電源開発促進税法」、「特別会計に関する法律」及び「発電用施設周辺地域整備法」の3つの法律に基づき交付される「電源三法交付金制度」を創設しました。この交付金により発電所を受け入れる電源立地地域の社会基盤整備や産業支援等各種施策を進めています。

### □電源開発促進税法

・・・電気事業者(電力会社)から販売電力量1000kWhあたり375円を徴収

### □特別会計に関する法律

・・・電源開発促進税を財源として 交付金や補助金を交付するため、エネルギー対策特別会計電源開発促進勘定を設置

### □発電用施設周辺地域整備法

・・・発電用施設の周辺地域における公共用施設 の整備等を促進するため、電源立地地域対策交付金を交付

# 電源三法交付金制度のスキーム図

